

各種給付金のご案内

国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」における物価高への支援の一環として給付金を支給します。

定額減税しきれないと見込まれる方への給付金(調整給付金)

令和6年分の所得税および令和6年分の個人住民税の定額減税が実施されます。この中で定額減税しきれないと見込まれる方に対して、定額減税しきれない差額分を調整給付金として支給します。

※ 定額減税の詳細は国税庁や総務省のホームページをご覧ください



国税庁ホームページ
定額減税特設サイト



総務省ホームページ

支給金額

定額減税しきれない額を、1万円単位に切り上げて算定した額

支給対象者

所得税と個人住民税所得割の少なくとも一方を納めており、定額減税しきれない額が生じることが見込まれる方で、令和6年1月1日に羽幌町に住所のあった方等(羽幌町から令和6年度住民税が課税されている方)

給付金の支給手続き

対象となる方に、支給のお知らせ又は支給確認書を郵送します。

※ 令和6年7月30日より順次発送予定です

① 支給のお知らせが届いた方

手続きは必要ありません。お知らせに記載されている口座へ給付金が振り込まれます。

※ 振込先口座の変更を希望される場合または給付金の受給を辞退する場合は手続きが必要ですのでお問合せください

② 支給確認書が届いた方

支給確認書に必要事項を記入し、証明書類等とともに、令和6年10月31日までに役場へ提出してください。

● 定額減税しきれないにもかかわらず、いずれの通知も来ていない方はお問合せください。